

令和5年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録
（ 電線・ケーブル製造業 ）

- 1 開催日時 令和5年10月6日（金） 13時30分～15時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾
労働者代表 石田 司郎 前田 良彦 山本 晃久
使用者代表 中村 和仁 廣澤 英幸 真弓 晋一

4 議題

- (1) 金額検討について

5 開 会

(指導官)

只今から、令和5年度第2回三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、公益の三好委員から欠席のご連絡をいただいております。

1名欠席ということで、従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしく願いいたします。

6 議 事

- (1) 金額検討について

(部会長)

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

先日の合同部会で部会長を仰せつかりました西川昇吾でございます。

この専門部会を適正に進めて参るよう務めていきます。どうぞよろしく願いいたします。

ご承知の通り、特定最低賃金は、労働者側と使用者側の先生方のイニシアティブにより設定しております。是非、ご協力を賜りながら、全会一致の白丸での結審を目指していきたいと考えております。

予定としましては、4回までの日程を設定しておりますけれども、出来るだけ早い時期に具体的な数字を出していただいで、合意点を模索していきたいと考えていますので、どうかよろしく申し上げます。

では、今日から、議題の金額検討に入っていくわけですが、その前に、事務局から資料説明の方をお願いできますでしょうか。

(指導官)

はい、それでは私の方から、前回、第1回合同専門部会の際に配布させていただいて、説明したものに加えて、本日それにプラスして配布した資料について説明をさせていただきたいと思えます。

- ① お手元の方に配らせていただいた資料1をご覧くださいますと、「三重県の一般職業紹介状況」で一番新しいものを付けさせていただきました。

令和5年8月の状況のものです。

有効求人倍率（季節調整値）については1.25倍で、前月を0.02ポイント下回っております。

- ② 次に、資料2をご覧くださいますと、「最近の東海財務局管内の経済情勢」です。

総括判断は、今回（5年7月判断）で「緩やかに回復している」となっており、総括判断の要点としては、「個人消費は、緩やかに持ち直している。生産活動は、回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。」となっております。

- ③ 次に、資料3は、「経済調査月報（2023年9月）」（一般社団法人 中部経済連合会）で、概況（全体感）は、「当地域の景気は、緩やかに持ち直している。」「生産動向は、生産用機械は弱含み、電子部品・デバイスが緩やかに減少しているものの、主力の輸送機械が生産回復により緩やかに持ち直していることなどから、全体として「緩やかに持ち直している」と判断。「需要動向は、個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は全産業で前年度を上回る計画となっている。住宅投資は新設住宅着工戸数が5ヵ月連続で前年同月を下回った。輸出は、17ヵ月連続で前年同月を上回った。雇用は、有効求人倍率が7ヵ月ぶりに上昇した。」「先行きについては、原材料価格や物価の高騰、為替変動、インバウンド回復等の複合的な影響などを注視していく必要がある。」とされています。

三重県の経済概況は、「緩やかに持ち直している。」となっております。

- ④ 次に、資料4は、「東海3県の金融経済動向（2023年9月）」（日本銀行名古屋支店）で、【概況】は、「東海3県の景気は、持ち直している。

個人消費は、緩やかに持ち直している。

公共投資は、高めの水準で推移している。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

輸出と生産は、持ち直している。

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

金融環境をみると、東海3県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の預金および貸出は、前年を上回っている。貸出約定平均金利は、新規は横ばい圏内の動きとなっている。また、ストックは引き続き低下傾向にある。

企業倒産は、感染拡大前の景気の水準となっている。」となっております。

- ⑤ 資料5は、本年審議をお願いしている電線・ケーブル製造業に係る年次別決定状況です。

昨年は、28円、率で2.97%アップで金額が970円となったところでございます。

12月21日からの発効となっております。

- ⑥ 資料6は、金額改正の必要性をご審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたものです。

- ⑦ 資料7は、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長のご発言にもありましたが、「特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格である。」旨が記載されております。

- ⑧ 資料8は、「令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

この調査の目的については、調査の概要1ページ 1.の通りですが、審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見ていただく総括表のデータとなる資料になります。

簡単ですが、以上となります。

（部会長）

ありがとうございました。

只今の資料説明について何かございませんでしょうか。

— 意見なし —

ないようですので、資料説明は以上とし、金額検討に入りたいと存じます。

審議の進め方ですが、従来と同様であれば、労働者側・使用者側に分かれてご検討していただきまして、それぞれの立場を固めていただいて、その結果を公益委員がお聞きするというようなこととなります。

このように進めてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、そのように進めていきたいと存じます。

分かれていただく前に、労働者側・使用者側それぞれのご意見をお伺いしたいと思いますが、如何でしょうか。

— 意見なし —

それでは、一旦、休会といたします。

これから、労働者側・使用者側それぞれに分かれてご検討していただいて、金額検討をお願いしたいと存じます。

それぞれの検討結果を聞かせていただきまして、その後、全体会議は、15時00分頃を目途に再開することにいたします。

それでは事務局の方からご案内をお願いできますでしょうか。

(指導官)

それでは、これより傍聴人に退出していただきます。

— 傍聴人退出 —

(室長)

ご案内をさせていただきます。

労働者側は3階の「会議室」

使用者側は4階の「労働基準部長室」

をご用意させていただいております。

使用者側委員は指導官、労働者側委員は私が、ご案内させていただきます。

－ 労使個別協議会場へ －

－ 全体会議場へ集合 －

(部会長)

それでは全体会議を再開いたします。

今日は双方に分かれていただきまして、金額検討をお願いいたしました。双方のご意見を伺って参りましたが、合意にはもう少しお時間をかけた方がよろしいかと判断いたしました。

時間もまいりましたので、今日のところは、これにて閉会いたします。

冒頭にも申し上げたことで恐縮ですけれども、本部会は予備日を含めて4回まで設定されておりますが、一応4回目というのは予備日となつてございますので、是非次回の3回目の部会で結審できますよう、どうか労使双方の先生方にご協力いただき、ご議論を前に進めていければと考えております。

次回は、来週10月12日(木)13時30分から、場所は本日と同じ地下共用会議室でございます。

ご都合もおありかと存じますが、参集のほどどうかよろしく願いします。

本日はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上